



広報



市の木もくせい

FUSSA



平成21年(2009年)

12月1日 No. 796

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課
〒197-8501 福生市本町5
☎042-551-1511 (市役所代表)
毎月1日・15日発行

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

今号の主な記事

3面都民住宅(あき家)入居者募集 4面平成20年度決算が認定されました 5面市内小・中学生の作品が入選・入賞しました
6面子育て支援カードの協賛店が追加 7面新春ふっさウォーキング大会 8面ふっさライトダウンキャンペーン2009

12月3日～9日は「障害者週間」です

▼福生市の状況

平成21年4月現在、当市における障害者登録者数は、障害者手帳登録者1,689人、愛の手帳登録者262人、合計1,951人です。市の人口の約3.3%です。

▼障害者週間とは

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。この一週間は、障害者に対する理解と認識を深め、障害のある人も、ない人も、ともに暮らせる社会の実現に向かって一人ひとりが考える週間です。

▼福祉サービスを受けるための手帳

手帳の種類・程度	
身体障害者手帳 (1級～6級)	視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能に障害があり、身体障害者福祉法に規定する医師の診断により該当すると認められた方
愛の手帳 (1度～4度)	知的障害があり、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターの診断により該当すると認められた方
精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)	精神疾患のある方のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方

手帳の申請先・問合せ 社会福祉課障害福祉係 (市役所1階10番) ☎551・1742 ☎552・5150

SPコードを掲載しています!

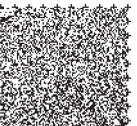
目の不自由な方の情報ツールとして開発された二次元シンボル「SPコード」を、紙面に掲載しています。コードは専用の読取装置を使い、記録されている文字情報を音声で聞くことができます。

毎月1日号の奇数面の記事をそれぞれ抜粋してコード化し、触って位置がわかるように半円状の切り込みを入れています。

問合せ秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568

ります。とが求めらる真剣に考えるこ

「市長、今度の結果をどう思いますか」総選挙後から現在に至るまで、多くの方からこの質問をいただいております。政権交代が良かったかどうかは後世の評価に任せるとして、投票に参加した有権者の多くが、この国の変革を望んだか、あるいは変革の可能性に多少疑問を持ちながらも、改革なくしては解消できない程の、強い行き詰まり感を覚えていた結果だと、私は思っています。それ故、その思いを受け止めて、変革に挑戦する事は当然だと私も思います。前政権の組んだ補正予算の一部執行停止や、事業仕分け等で来年度以降の予算を見直して、決定して行くというのにも納得できます。しかしながら、直接市民と対話し、運営して行く市政には、一瞬の停滞も許されません。先日、都内でのある会合で、事業仕分けチームの方たちと会う機会に恵まれ、さまざまなお話をお話させていただき、改めて「今」が大変大事なこと、時を迎えていると認識もし、何より大切なのは、日本人一人ひとりが日本の新たな姿について、真剣に考えることが求められていると感じております。



携帯電話で市政情報を提供 サービスメニュー→行政→「テレモ自治体情報・マイタウン福生市」

▼心身に障害のある方へ主な福祉施策を紹介します▼

心身に障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには手帳が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスは異なります。

また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。詳しくは担当窓口へご相談ください。

主な福祉施策

【医療・手当等】

◆自立支援医療

更生医療・育成医療・精神通院医療の3種類あり原則1割負担です。(所得により上限月額が設けられています。生活保護の方は自己負担はありません。)

【更生医療】身体障害の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成。

【対象】18歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた方

【育成医療】手術等の治療にかかる医療費を助成。

【対象】18歳未満で肢体不自由・視覚障害・心臓障害等のある方で手術等により障害の改善が見込まれる方※担当は子育て支援課子育て支援係

【精神通院医療】在宅の精神障害者に対し、通院医療費を助成。(全額助成になる場合もあります。)

【対象】精神疾患を有し通院している方

◆心身障害者(児)医療費助成

重度の障害をお持ちの方の医療費の一部を助成。

【対象】身体障害者手帳1級、2級(内部障害は3級)または愛の手帳1、2度の方(所得制限、年齢制限等の給付条件により受給できない方もいます。)

◆心身障害者福祉手当

【対象】身体障害者手帳1～4級の方、愛の手帳をお持ちの方、脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方(所得制限、年齢制限等の支給条件により受給できない方もいます。)

◆難病等医療費の助成

【対象】次の①～④のいずれにも該当する方
①指定難病の方②都内に住所を有している方③健康保険に加入し、他の医療給付制度(生活保護等)を受けていない方

④医療費認定基準を満たした方

◆小児慢性疾患医療費助成

【対象】18歳未満で、小児慢性対象疾患に罹患している方(ただし、18歳以降についても、継続して更新手続を行なった場合に限り、20歳まで延長可能となります。)

◆小児精神障害者入院医療費助成

入院治療に要する費用を助成。

【対象】精神科への入院治療を必要とする満18歳未満の方

◆特別障害者手当

【対象】20歳以上で心身に著しい障害があり、常時特別な介護が必要と認められた方

◆障害児福祉手当

【対象】20歳未満で心身に著しい障害があり、常時介護が必要と認められた方

◆東京都重度心身障害者手当

【対象】重度の知的障害のある方、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方

◆特殊疾病患者福祉手当

【対象】東京都難病医療費受給者証を交付されている方等(心身障害者福祉手当を受給している方は除く。)

《子育て支援課子育て支援係が窓口の手当》

◆児童育成手当(障害手当)

【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

●身体障害者手帳おおむね1、2級程度

●愛の手帳おおむね1～3度程度

●脳性マヒまたは進行性筋萎縮症

◆特別児童扶養手当

【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

●身体障害者手帳おおむね1～3級程度

●愛の手帳おおむね1～3度程度

●日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害



全力投球



福生市長加藤育男 勤労感謝の日になみ福生多摩幼稚園園児の表敬訪問を受ける市長

政権交代

「市長、今度の結果をどう思いますか」総選挙後から現在に至るまで、多くの方からこの質問をいただいております。

政権交代が良かったかどうかは後世の評価に任せるとして、投票に参加した有権者の多くが、この国の変革を望んだか、あるいは変革の可能性に多少疑問を持ちながらも、改革なくしては解消できない程の、強い行き詰まり感を覚えていた結果だと、私は思っています。それ故、その思いを受け止めて、変革に挑戦する事は当然だと私も思います。前政権の組んだ補正予算の一部執行停止や、事業仕分け等で来年度以降の予算を見直して、決定して行くというのにも納得できます。しかしながら、直接市民と対話し、運営して行く市政には、一瞬の停滞も許されません。先日、都内でのある会合で、事業仕分けチームの方たちと会う機会に恵まれ、さまざまなお話をお話させていただき、改めて「今」が大変大事なこと、時を迎えていると認識もし、何より大切なのは、日本人一人ひとりが日本の新たな姿について、真剣に考えることが求められていると感じております。